

《裏面》

表面で希望された「記帳指導（無料）」の指導方法は、以下のとおりです。

記帳指導の種類	指導方法
会計ソフトを利用したパソコンによる記帳指導	<p>国税局が準備した体験版の会計ソフト（無料）を利用して、国税局が委託した民間業者の指導員等が、入力の方法などを2回、指定会場において指導を行った後、国税局が派遣する税理士がご自宅等で3回、個別に指導します。</p> <p>※ 指導方法は、変更となる場合があります。 ※ 指定会場で使用するパソコンは、委託業者が用意します。 ※ 体験版会計ソフトは、ご自宅等のパソコンのOSにより対応していない場合があります。 ※ パソコンをお持ちで、これから会計ソフトの購入をお考えの方には、この「会計ソフトを利用したパソコンによる記帳指導」をお勧めします。</p> 
税理士による個別の記帳指導	<p>記帳の基礎に関する講義（1回）の受講後、税理士がご自宅等へ訪問し、4～5回程度個別に指導します。</p> <p>※ パソコンをお持ちでない方には、この「税理士による個別の記帳指導」をお勧めします。 また、会計ソフトを利用した指導も行えますので、既に会計ソフトを導入している方にもお勧めします。</p> 

- 記帳指導の対象となられた方につきましては、後日、税務署から決定した記帳指導についてのご連絡を差し上げます。
- 記帳指導の受講人数には限りがあるため、希望者が多数の場合は、ご希望に添えないことがあります。
 また、指導方法や指導内容について、都合により変更させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ご提出いただきました「記帳指導の受講希望アンケート（兼申込書）」の個人情報は、記帳指導を行うために利用し、国税局が記帳指導の業務を委託した事業者以外への提供はいたしません。

申告書は、**国税庁ホームページ**で作成できます！！

申告書は、自宅で作成！
 国税庁ホームページは、
www.nta.go.jp です！

1 税務署に出向く必要なし！

作成した申告書等は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。
 また、e-Taxを利用して送信することができます。

2 いつでも利用可能！

確定申告期間中は、24時間いつでも利用できます（土日、祝日を含む。）。
 （通常期は、月曜日から金曜日の24時間
 ただし、毎月最終土曜日及び翌日の日曜日のみ8時30分～24時）

3 自動計算機能！

毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成することができます。

4 前年データの利用可能！

作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。



✂ キリトリ線

記帳指導の種類	指導方法
会計ソフトを利用したパソコンによる記帳指導	体験版の会計ソフト（無料）を利用して、委託業者の指導員等が2回、指定会場において入力方法等を指導した後、税理士がご自宅等で3回、個別に記帳指導を行います。
税理士による個別の記帳指導	記帳の基礎に関する講義（1回）の受講後、税理士がご自宅等へ訪問し、4～5回程度個別に記帳指導を行います。